

府政共生第 1124 号  
平成 26 年 11 月 27 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付  
参事官(青少年環境整備・総合調整第 1 担当)  
(薬物乱用対策推進会議事務局)

危険ドラッグに係る広報啓発の強化及び関係機関との連携協力の更なる充実強化  
について(通知)

薬物乱用対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、危険ドラッグの乱用に起因する事故・事件が発生している状況を受け、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成 25 年 8 月 7 日薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の防止のための緊急対策」(平成 26 年 7 月 18 日薬物乱用対策推進会議決定)に基づく取組を強力に推進し、本年 9 月 19 日、薬物乱用対策推進会議において、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ」を取りまとめるとともに、同月 26 日には、「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」を開催し、国と各地方本部間の連携・情報共有に努め、引き続き、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための更なる取組を推進しているところであります。

しかしながら、危険ドラッグをめぐるのは、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応等が求められるなど、依然として予断を許さない状況にあり、このような情勢を踏まえ、第 187 回国会において、別添のとおり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 122 号)が可決・成立し、本年 12 月 17 日に施行される予定であります。

本法律の改正では、検査命令・販売等停止命令の対象となる物品の拡大、広告中止命令や規制の広域化、指定薬物等の違法広告に対するプロバイダーへの削除要請・損害賠償責任の制限などが導入されるとともに、「指定薬物等の乱用防止のための教育・啓発」「関係行政機関の連携協力」「指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備」などの規定が新たに創設され、これまで以上に地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成及び関係機関・団体等の連携・情報共有の充実強化が求められることとなります。

各位におかれましては、これらの趣旨をご理解のうえ、下記事項に留意して、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を推進されますよう、宜しくお願い致します。

## 記

### 1 保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及促進

青少年による危険ドラッグの乱用の防止には、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠であり、まず、保護者や地域において青少年の指導、相談・支援及び広報啓発活動にあたる指導者等に対して、危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、更に深く理解を促す必要があります。

また、スマートフォンを始め、新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及する中で、青少年が保護者の気づかない使い方をして違法・有害情報にアクセスし、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大していることから、保護者や指導者等に対しては、スマートフォン等を通じたインターネット上における危険ドラッグの販売・乱用等の実態について、必要な知識・情報を周知する必要があります。

このため、保護者や指導者等において、直接的コミュニケーション等を通じて、青少年による危険ドラッグの乱用の兆しを見逃すことのないよう、青少年の保護者、学校関係者等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センターの少年補導員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者等に対し、別添資料及び注1～6のホームページ等を活用するなどして、積極的な情報提供に努めていただきますようお願い致します。

なお、インターネット上の危険ドラッグに関する違法・有害情報対策につきましては、一般社団法人セーフターインターネット協会及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者等による自主的な取組が強化されておりますので、これら民間団体への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた機運を一層高めるよう、この種情報の通報の「受け皿」として、各地方本部における関係機関・団体等に、併せて広く御周知をお願い致します。

### 2 関係機関等の相談・支援窓口及び各種取組の周知徹底と連携協力の強化

危険ドラッグに係る広報啓発に際しては、危険ドラッグの乱用者やその家族、何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に身近な相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口等の周知徹底に努めるとともに、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援が不可分であることを踏まえ、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護者児童対策地域協議会」等、困難を抱える青少年を地域において関係機関・団体等が連携して支援するための制度的な枠組みや具体的な取組・相談窓口等についても、青少年の薬物再乱用者やその家族等の相談者が、その具体的なニーズに応じて、継ぎ目なく、きめ細やかなサポートが受けられるよう、適切な周知に努めていただきますようお願い致します。

- 別添1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の一部を改  
する法律」に関する官報(抜粋)
- 別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップについて(通知)
- 注1 政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン!～緊急企画!危険  
ドラッグに手を出すな!」  
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg10549.html>
- 注2 政府広報オンライン「特集:薬物対策(危険ドラッグの本当の怖さを知っています  
か?)」  
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/drug/index.html>
- 注3 Facebook 及び Twitter(厚生労働省)  
Facebook STOP the 薬物! ～断る勇気が未来をつくる～  
Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>
- 注4 あやしい薬物連絡ネット(厚生労働省)  
相談窓口: 03-5542-1865  
<http://www.yakubutsu.com/>
- 注5 セーフライン運用ガイドライン(一般社団法人セーフラインインターネット協会)  
[http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline\\_guidelines.pdf](http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf)
- 注6 ホットライン運用ガイドライン(インターネット・ホットラインセンター)  
<http://www.iajapan.org/hotline/center/20141023guide.pdf>

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付  
青少年環境整備・総合調整第1担当 森・河村  
TEL 03-5253-2111(内線38257)  
03-6257-1442(直通)  
FAX 03-3581-1609